☆河内町定住促進事業☆

河内町で住宅を取得した場合には

最大**80**万円を補助します！

補助金額

河内町に家を建ててみませんか？

基本額

30万円 or 20万円

新築・中古住宅を購入した場合

※新築 30 万円　中古 20 万円

特例加算額

基本額と合わせて最大50万円まで

加算条件

①空き家制度の登録物件を取得した場合　10 万円
②申請者若しくはその配偶者が 45 歳未満の場合　10 万円
③申請日において中学生以下の子がいる場合　10 万円
④世帯員が2名以上の場合　10 万円
⑤住宅建築若しくは改修の一部を町内業者に依頼した場合　10 万円
⑥1 年以上町内の借家に居住していた後の取得　10 万円
⑦町内で事業を営む場合または勤務先が町内である場合　10 万円
⑧金融機関より融資を受けて新築・改修をする場合 10 万円
⑨成田国際空港の防音工事対象エリア内に取得　10 万円

さらに

町外から転入してきた場合！

特別加算

プラス30万円

他の市区町村の住民基本台帳（以下「住基」という。）から河内町の住基に記載された者をいい、転入前5年間に一度も河内町の住基に記載がないこと。

対象となる住宅

1）申請者自らが居住している住宅であること
2）玄関・台所・トイレ・浴室を備えた40㎡以上の居宅であること
3）新築住宅については取得費用が1000万円以上、中古住宅については300万円以上のものであること
4）取得した住宅が申請者名義で登記されていること
5）3親等以内の親族から譲り受けた住宅でないこと

対象者の条件

1）河内町の住民基本台帳に記載されていること
2）住宅の所有者であること
3）町税等に滞納がないこと
4）過去にこの補助金を受けていないこと
5）世帯員に暴力団員がいないこと（本人申出）

※ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

オンライン申請は こちら

茨城県河内町
Kawachi Town

【お問い合わせ先】茨城県稲敷郡河内町源清田 1183
河内町生活環境課　Tel0297-84-2111(代)
kankyou@town.ibaraki-kawachi.lg.jp